

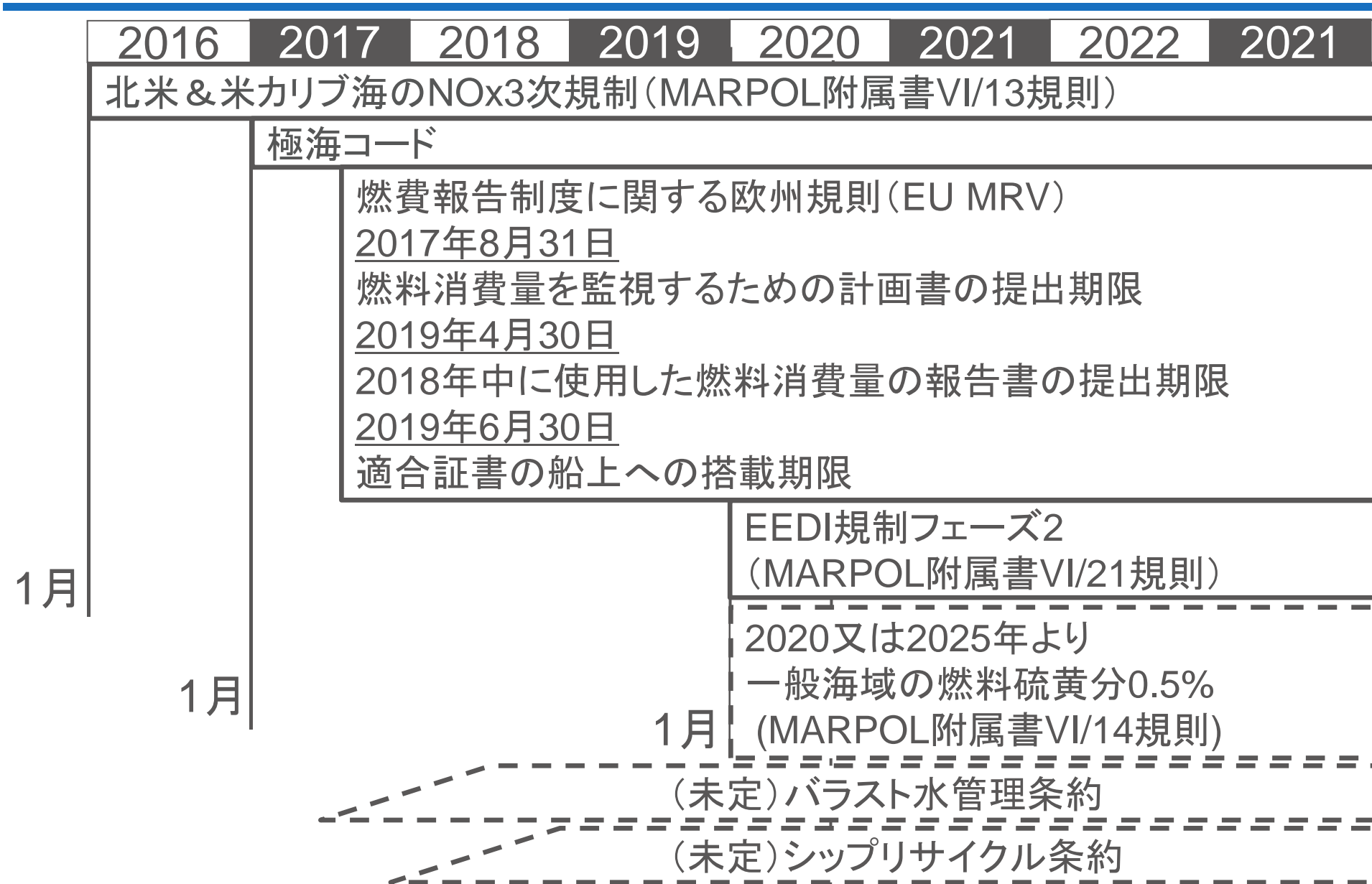
国際条約等の動向

一般財団法人 日本海事協会

© Copyright by NIPPON KAIJI KYOKAI

- 1 MEPC 69(2016年4月)の審議結果
 - 1.1 バラスト水管理条約
 - 1.2 温室効果ガス(GHG)規制
- 2 MSC 96(2016年5月)の審議結果
 - 2.1 GBS(目標指向型基準)
 - 2.2 ヘリコプター甲板の泡消火装置
 - 2.3 ボイラの設置場所に要求される泡消火器
 - 2.4 サイバーセキュリティ

環境保護関連の最近の主な規制推移



- 1 MEPC 69(2016年4月)の審議結果
 - 1.1 バラスト水管理条約
 - 1.2 温室効果ガス(GHG)規制
- 2 MSC 96(2016年5月)の審議結果
 - 2.1 GBS(目標指向型基準)
 - 2.2 ヘリコプター甲板の泡消火装置
 - 2.3 ボイラの設置場所に要求される泡消火器
 - 2.4 サイバーセキュリティ

1.1 バラスト水管理条約

<目的>

バラスト水中の有害な水生生物や病原体の移動の防止

<要件>

発効日以降、遠洋でのバラスト水交換または処理装置による処理が要求される。また、バラスト水処理装置の搭載期限以降は、バラスト水処理装置による処理が要求される。

	発効要件	2016年6月末
批准国数	30カ国	51カ国 (発効要件満足)
批准国の 合計商船船腹量	35%	<u>34.87%</u>

- 2016年に入り、ベルギー、フィジー、セントルシア及びペルーが批准。
- フィンランド(0.14%)が批准見込み(MEPC 69において発言)。
- その他、批准が見込まれる国: パナマ(17.83%)、イタリア(1.33%)、インド(0.8%)、フィリピン(0.37%)、オーストラリア(0.12%)及びアルゼンチン(0.05%)等

背景

- バラスト水処理装置の搭載期限を最大5年間延長することを認める総会決議A.1088(28)を採択。
- 条約発効後、A.1088(28)に基づくB-3規則の改正を行うことを勧告。

MEPC 69(2016年4月)の審議結果

- 総会決議A.1088(28)の内容を維持したB-3規則改正案を策定。

総会決議A.1088(28)に基づくバラスト水処理装置の搭載期限

起工日	2017	2018
条約の発効日より前		条約発効日以降の最初のIOPP更新検査
条約の発効日以降		完工日まで

発効日(未定)

- 1 MEPC 69(2016年4月)の審議結果
 - 1.1 バラスト水管理条約
 - 1.2 温室効果ガス(GHG)規制
- 2 MSC 96(2016年5月)の審議結果
 - 2.1 GBS(目標指向型基準)
 - 2.2 ヘリコプター甲板の泡消火装置
 - 2.3 ボイラの設置場所に要求される泡消火器
 - 2.4 サイバーセキュリティ

1.2 温室効果ガス(GHG)規制

背景

- UNFCCC京都議定書
 - 各国にCO2削減義務の割当て
 - 国際海運は京都議定書の削減対象外

- IMOでは、これまで国際海運からのGHG排出ガスの対策として、エネルギー効率を改善するための以下の手法を審議。
 - 技術的手法(ハードウェア的改良)
⇒ EEDI規制
 - 運航的手法(運航上の工夫)
⇒ SEEMPの策定
 - 経済的手法
⇒ 停滞

MARPOL Annex VI
改正(2011年)

- 暫定的な措置として「燃費報告制度」の導入を審議

MEPC 69(2016年4月)審議結果

- 燃費報告制度を取り入れたMARPOL 附属書 VI改正案を承認。
- 以下のガイドラインを作成するための通信部会を設置。
 - SEEMPガイドライン ⇒ データの収集方法
 - 認証ガイドライン ⇒ 認証方法の統一化
 - データ管理のためのガイドライン
⇒ データの秘匿性
 - データ報告のための標準フォーマット

1.2 温室効果ガス(GHG)規制

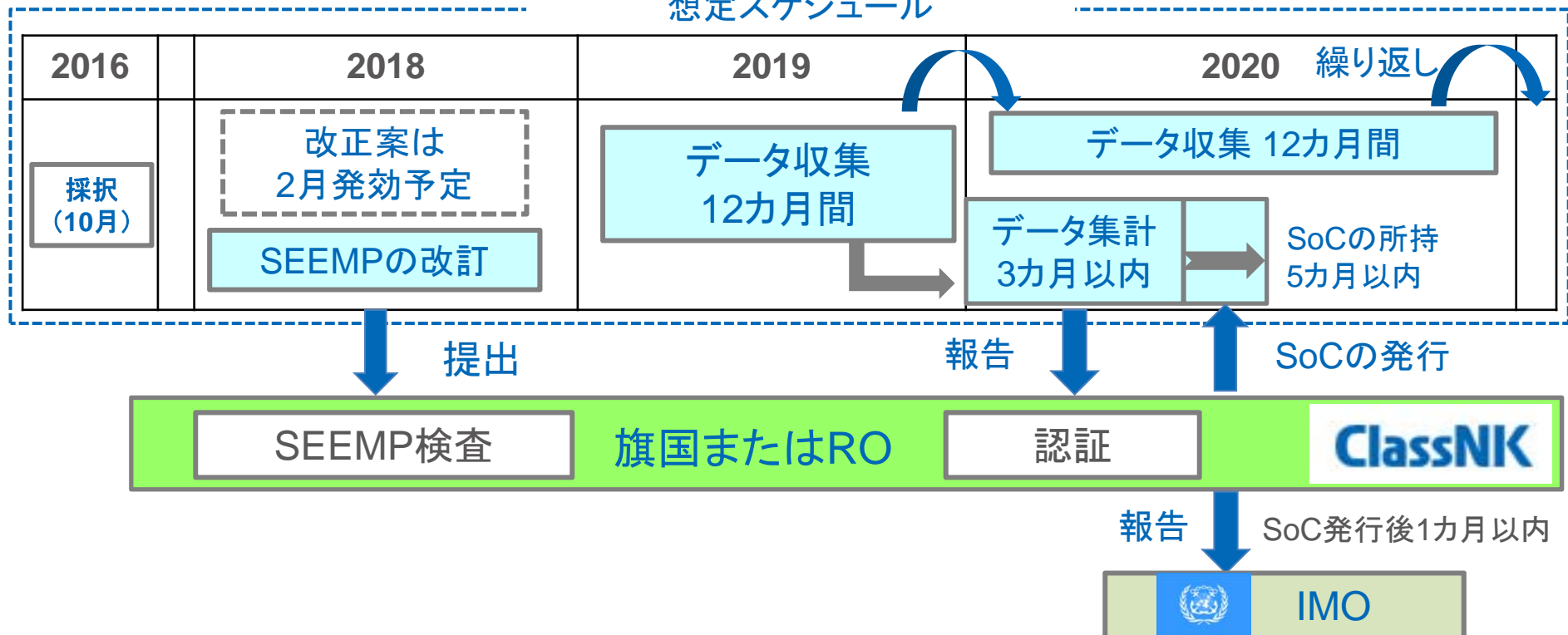
燃費報告制度の概要

- SEEMPを改訂し、データ収集方法等を記載
- 以下のデータを収集し、年間データを旗国政府に提出
 - 1)燃料消費量(燃料種毎)
 - 2)航海距離
 - 3)稼働時間
- IMO番号及び主要目(船種、GT、DWT、エンジン出力、EEDI等)を旗国政府に提出



5,000 GT 以上の船舶

想定スケジュール



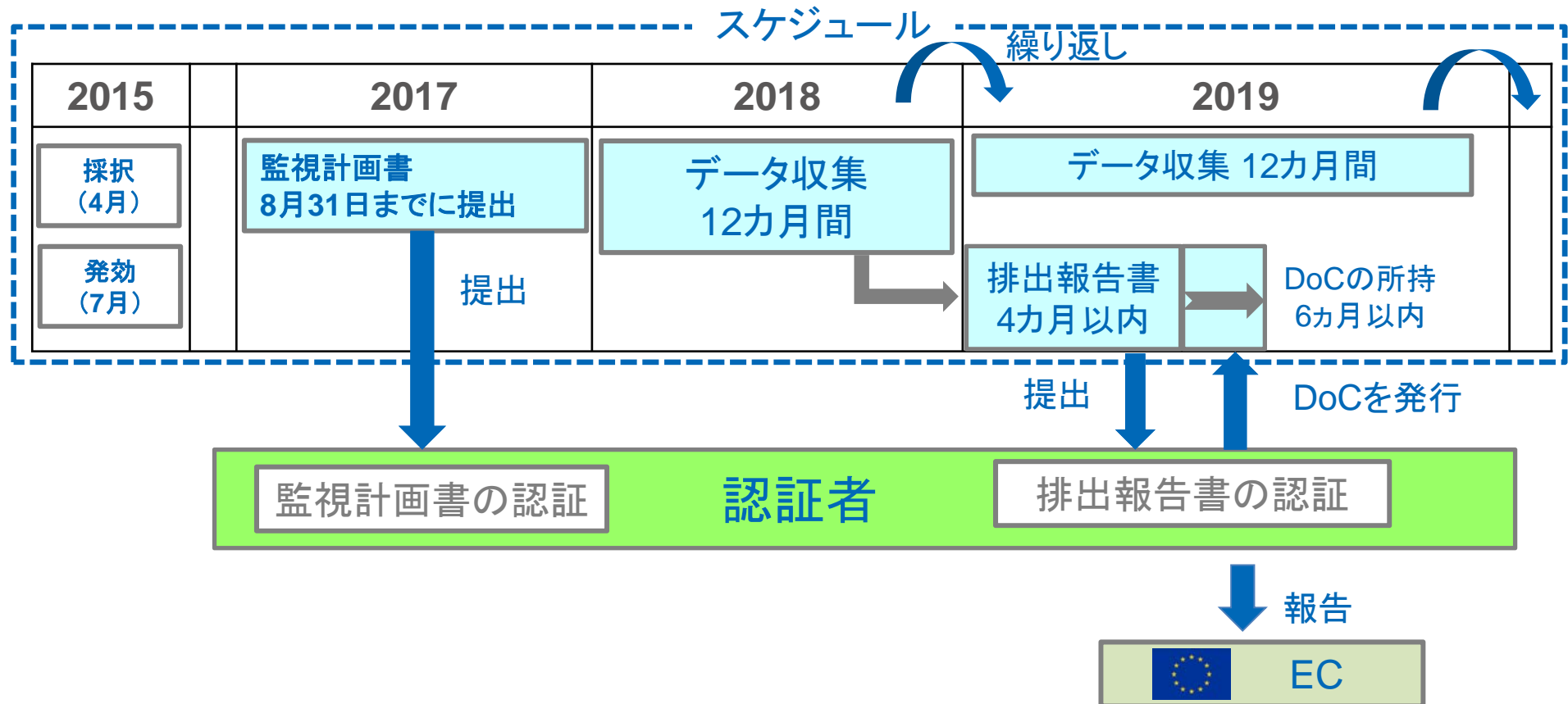
1.2 (参考) 欧州地域規制

EU MRVの概要

- 2015年4月、欧州議会において、EU MRVが採択された。
- EU MRVは、IMO燃費報告制度に1年先駆けて施行される予定。



5,000 GT 以上の船舶

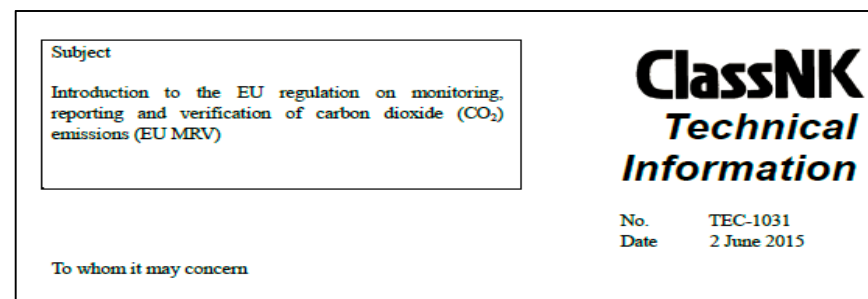


1.2 (参考) 欧州地域規制

➤ IMO燃費報告制度とEU MRVの主な違い

	IMO燃費報告制度	EU MRV
対象船舶	5,000GT以上の船舶	船籍国に関わらず、EU加盟国管轄内の港に寄港する5,000GT以上の船舶
対象航海	全航海	EU加盟国管轄権内の港を出入港する航海
監視すべき情報	載貨重量	貨物量
情報公開	匿名扱いとする。	船舶を特定できる情報を含めた情報を一般公開する。

- Article 22において、IMOにおいて燃費報告制度が策定された場合、欧州委員会はEU MRVを見直すことが規定されている。
- 詳細についてはClassNK Technical Information No. TEC-1031を参照。




認証者の要件

- Regulation(EU) 2015/757に従った認証方法
 - 「燃料消費量を監視するための計画書」及び「燃料消費量の報告書」のデータは、[欧州委員会が認可した認証者](#)への提出求められる。
 - 認証者の認可手続き、認証者による燃料消費量の認証方法に関する技術的な細則は、2016年末までに策定予定
 - EUによる[認証者の認可手続き](#)は2017年前半に行われる
- 本会は欧州委員会より認証者資格を取得すべく、技術的な細則制定の動きを注視、活動中

- 1 MEPC 69(2016年4月)の審議結果
 - 1.1 バラスト水管理条約
 - 1.2 温室効果ガス(GHG)規制
- 2 MSC 96(2016年5月)の審議結果
 - 2.1 GBS(目標指向型基準)
 - 2.2 ヘリコプター甲板の泡消火装置
 - 2.3 ボイラ室に要求される泡消火器
 - 2.4 サイバーセキュリティ

海上安全関連の最近の主な条約規制推移

2016		2017		
イナートガスシステムの適用拡大				
コンテナ火災に関する消火設備要件				
機関区域からの脱出設備				
復原性計算機の搭載義務化 (IGCコード適用ガスキャリアのみ2016年7月1日)				
水素燃料自動車等を輸送する船舶の要件				
操舵装置の試験要件				
1月		IGCコードの全面改正		
		コンテナ重量の検証		
		閉囲区画の雰囲気計測		
		2011ESP (Enhanced Survey Program) コードの改正		
		GBS (目標指向型新造船構造基準)		
		極海コード		
		IGF (ガス又は低引火点燃料) コード		
		貨物タンクの通気装置の二次的手段		
		7月	1月	7月

- 1 MEPC 69(2016年4月)の審議結果
 - 1.1 バラスト水管理条約
 - 1.2 温室効果ガス(GHG)規制
- 2 MSC 96(2016年5月)の審議結果
 - 2.1 GBS(目標指向型基準)
 - 2.2 ヘリコプター甲板の泡消火装置
 - 2.3 ボイラの設置場所に要求される泡消火器
 - 2.4 サイバーセキュリティ

2.1 GBS(目標指向型基準)

背景

- 1990年代に大型船の海難事故が多発
 - ✓ 油タンカーの大規模な油流出事故
 - ✓ 疲労強度不足に起因する構造損傷
 - ✓ ばら積み貨物船の倉内浸水や沈没
- 2000年代に入っても海難事故が発生
 - ✓ プレステージ号(タンカー)の沈没

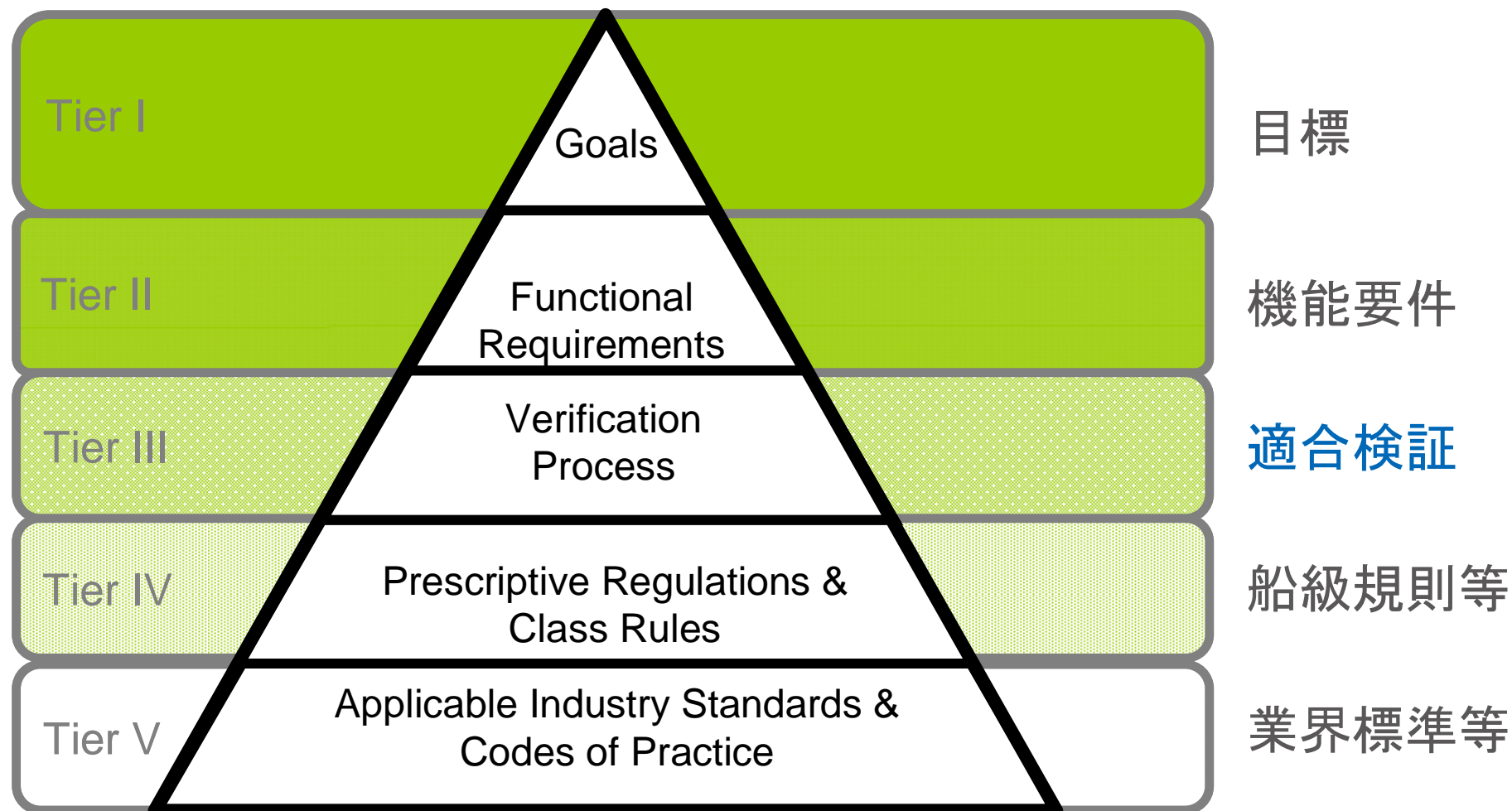


IMOにおける審議

- 2002年 バハマ及びギリシャがGBSを提案
- 2004年 MSC 78より、GBSの検討開始
- 2010年 MSC 87において、GBSを導入するためのSOLAS条約改正案を採択
- 2016年7月1日以降建造契約の長さ150m以上の油タンカー及びばら積み貨物船に適用

2.1 GBS(目標指向型基準)

GBSの枠組み



MSC 96(2016年5月)審議結果

IACSメンバーの各船級規則がGBSに適合していることを確認

監査チームからの指摘事項

- ✓ 指摘事項への対応計画を策定
- ✓ 対応策の検討・実施

今後のタイムスケジュール

2016年12月31日:

適切な対応策を実施し、実施状況をIMOに報告

- 1 MEPC 69(2016年4月)の審議結果
 - 1.1 バラスト水管理条約
 - 1.2 温室効果ガス(GHG)規制
- 2 MSC 96(2016年5月)の審議結果
 - 2.1 GBS(目標指向型基準)
 - 2.2 ヘリコプター甲板の泡消火装置
 - 2.3 ボイラの設置場所に要求される泡消火器
 - 2.4 サイバーセキュリティ

2.2 ヘリコプター甲板の泡消火装置

背景

SOLAS第II-2章18.5規則及びMODUコード第9章
ヘリコプター甲板に対する消火設備の要求



MSC.1/Circ.1431

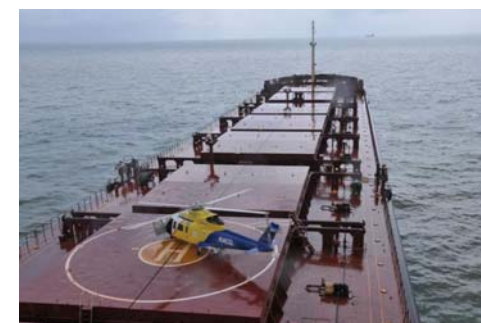
ヘリコプター甲板及びヘリコプター着陸区域に備え付けられる泡消火設備の機能要件等

MSC96 (2016年5月)の審議結果

- MSC.1/Circ.1431を取り入れたFSSコードの17章の新設
- 同章を強制化し、ヘリコプター着陸区域に対しても泡消火装置を要求するSOLAS条約第II-2章18規則の改正を採択



ヘリコプター甲板



ヘリコプター着陸区域



- 1 MEPC 69(2016年4月)の審議結果
 - 1.1 バラスト水管理条約
 - 1.2 温室効果ガス(GHG)規制
- 2 MSC 96(2016年5月)の審議結果
 - 2.1 GBS(目標指向型基準)
 - 2.2 ヘリコプター甲板の泡消火装置
 - 2.3 ボイラの設置場所に要求される泡消火器
 - 2.4 サイバーセキュリティ

2.3 ボイラの設置場所に要求される泡消火器

背景

SOLAS条約第II-2章10.5.1.2規則:

- ボイラの設置場所に135Lの泡消火器の設置を要求



固定式局所消火装置が設置されている
ボイラの設置場所に対して免除を提案



135L 泡消火器



40kg 粉末消火器



固定式水式局所消火装置

MSC 96(2016年5月)の審議結果

- 固定式局所消火装置が設置されているボイラの設置場所に対し
135Lの泡消火器の設置を免除するSOLAS条約改正案を承認

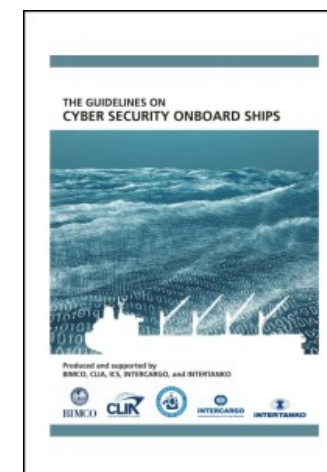
➡ MSC 97(2016年11月)にて採択される見込み

- 1 MEPC 69(2016年4月)の審議結果
 - 1.1 バラスト水管理条約
 - 1.2 温室効果ガス(GHG)規制
- 2 MSC 96(2016年5月)の審議結果
 - 2.1 GBS(目標指向型基準)
 - 2.2 ヘリコプター甲板の泡消火装置
 - 2.3 ボイラの設置場所に要求される泡消火器
 - 2.4 サイバーセキュリティ

背景

船上におけるサイバーセキュリティの重要性及びその対策を講じるべきとの声が高まる

MSC 96(2016年5月)の審議結果



- サイバーリスク管理のための暫定ガイドラインを承認。サイバーリスク管理のために考慮すべき機能要素として以下が示されている。
 - ✓ 危機の認識
 - ✓ サイバー攻撃に対する防御
 - ✓ サイバー攻撃の感知
 - ✓ サイバー攻撃への対応
 - ✓ サイバー攻撃からの復旧
- 第41回簡易化委員会(FAL 41、2017年4月)において最終化予定。